

第 3 6 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 2 年 6 月 1 1 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分開会
2. 開催場所 旧久木野庁舎 2 階 集会ホール
3. 出席委員
- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1 番 島田 豊 | 2 番 後藤 秀和 | 4 番 渡邊 優子 |
| 5 番 笠野美津代 | 6 番 安達 英二 | 7 番 後藤 操 |
| 8 番 岩本 孝之 | 9 番 古澤 勝康 | 10 番 佐藤 久康 |
| 11 番 古澤 博保 | 12 番 興呂木和也 | 13 番 市原きみよ |
| 14 番 村上 豊彦 | 15 番 宮崎 明 | 16 番 藤原 政信 |
| 17 番 長野美千代 | 18 番 荒牧 文博 | 19 番 大塚 恭徳 |

欠席委員 3 番 宇藤 欣喜

4. 議事日程
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 3 号 経営基盤強化促進法許可申請について
- 議案第 4 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 片島 弘幸 |
| 次 長 | 吉弘 泰彦 |
| 係 長 | 長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>おはようございます。定刻の前ではございますが、皆さんすでにお集まりになっておりますので早速始めさせていただきたいと思っております。それでは本総会の開催にあたりましてご報告を申し上げます。本日の委員総数 1 9 名、3 番の宇藤委員より欠席のご連絡をいただいております。出席委員 1 8 名で南阿蘇村農業委員会会議規則第 7 条により本総会の成立を報告いたします。それでは農業委員会憲章を出席の皆様と一緒に唱和したいと思います。それでは皆様ご起立をお願いいたします。</p> <p>それでは定刻になりましたので第 3 6 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。今回の農業委員会憲章の指揮は 1 7 番長野委員、1 9 番大塚委員をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">—農業委員会憲章の唱和—</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。それでは本農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。それでは会長よろしくお願い致します。</p>

議長	では只今から第36回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に17番長野美千代委員、19番大塚恭徳委員を指名致します。
議長	それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。
事務局	<p>はい。おはようございます。よろしくお願い致します。</p> <p>それでは議案第1号になります。農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況ですが、所在地番 大字両併字東山下 ■■■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 外3筆計4筆 ■■■■㎡ 所有権移転の売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況、所在地番 大字両併字南豆塚 ■■■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 所有権移転交換となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況、所在地番 大字両併字南豆塚 ■■■■■番4 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 所有権移転交換となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況、所在地番 大字白川字女辻 ■■■■■番 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 所有権移転贈与となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。申請土地の状況ですが、所在地番 大字河陰字東大石 ■■■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■■㎡ 外19筆計20筆 ■■■■㎡ 所有権移転の贈与となっております。</p> <p>ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願い致します。
7番	<p>議案第1号1番2番3番につきまして、7番の後藤が説明致します。まず1番について譲渡人、譲受人、また土地の状況は議案書記載のとおりです。譲渡人は会社員で農業ができず以前から譲受人に耕作を頼んでおられました。この度、お互いの話し合いがまとまり所有権移転売買の申請となっております。</p> <p>2番3番については、農地まで行く道がなかったため交換した方が利便性が良いということで所有権移転交換の申請があがっております。何ら問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願い致します。</p>
1番	議案1号4番について、会長の案件ですので代わって1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。この農地は譲受人の住居の横にある農地で、双方の祖父の時に所有権移転の話ができていたものの登記ができておらず今回正式登記まで完了させるため、所有権移転贈与の申請がっております。ご審議よろしくお願い致します。
11番	議案1号5番について、11番の古澤が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。親子間の所有権移転贈与です。ご審議よろしく

<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>お願いします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、第1号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>10番</p> <p>15番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして第2号議案農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>はいそれでは朗読を致します。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字河陰字阿弥陀堂■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡です。転用所有権移転の有償となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人は記載のとおりです。所在地番 大字下野字村下■■■■番■■■■ 地目台帳現況ともに田 面積■■■■㎡ 外2筆計3筆■■■■㎡ 転用所有権移転の有償となっております。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>2号議案第1番につきまして10番の佐藤が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書のとおりでございます。譲受人は現在貸店舗で雑貨、軽食店を経営しており、今回譲渡人と話がまとまり農地法5条により店舗と住宅を建築する目的で所有権移転有償の申請です。給排水ともに問題なく、場所は■■■■■■■■■■沿い■■■■■■■■■■の道向かいになります。ご審議よろしくご審議をお願いします。</p> <p>議案第2号番号2について15番の宮崎が説明します。申請人、申請土地の状況につきましては議案書記載のとおりです。太陽光発電所と資材置場で所有権移転有償の申請がっております。周辺の合意も得ておられます。場所は■■■■■■■■■■沿い■■■■■■■■■■の近くになります。ご審議よろしくをお願いします。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> <p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p>

	(全員挙手)
議長	ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	続きまして議案第3号農経営基盤強化促進法の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。
事務局	<p>はい朗読いたします。</p> <p>議案第3号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字両併字東井川上 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号2:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字吉田字森下 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外5筆 計6筆 m² 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号3:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字中松字東原 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号4:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字河陰字大道上 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 賃借権設定3年、相続権者同意書有となっております。</p> <p>番号5:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字河陽字井手ノ上 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号6:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字河陽字井手ノ上 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号7:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字立野字蠶子 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆 計2筆 m² 賃借権設定3年となっております。</p> <p>番号8番から10番は再設定の案件となっておりますので朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号11番から17番については、先月の議案で出し手から農業公社が借り入れた農地になり、今月公社から耕作者が借り受ける案件となりますので議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>番号18:譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地 大字中松字南松田 番 地目台帳現況ともに田 面積 m² 外1筆計2筆 農地中間管理機構配分売買となっております。</p> <p>番号19番から50番については、行政区の 地区での農事組合法人設立による農地の集積の案件になります。譲渡人は地区内の農地所有者であり、農業公社に5年間の使用貸借となりますので、番号ごとの朗読は省略させていただきます。すべてで123筆17.4haの集積となっております。</p> <p>以上新規案件47件、再設定3件ご審議よろしくお願い致します。</p>
議長	ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。
7番	議案第3号番号1について7番の後藤が説明致します。譲渡人、譲受人、申請土

	<p>地の状況は議案書記載のとおりです。賃借権設定5年です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
8番	<p>議案第3号2番につきまして8番の岩本がご説明申し上げます。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲渡人は高齢で息子が耕作をしていましたが、体調をくずしてできないということで譲受人と賃借権設定5年の申請がっております。よろしくお願ひします。</p>
6番	<p>議案第3号3番について6番の安達がご説明申し上げます。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。譲受人は施設園芸で規模拡大をはかっておられ譲受人と賃借権設定5年で話がまとまり申請されています。ご審議よろしくお願ひします。</p>
10番	<p>議案第3号4番にいて10番の佐藤が説明致します。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。賃借権設定3年相続権者同意書有です。ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
19番	<p>議案第3号5番6番7番について19番の大塚が説明致します。申請人、申請土地につきましては議案書記載のとおりでございます。5番、6番について譲渡人は高齢で農業ができないため、賃借権設定5年で法人が借り受けされる案件です。7番も譲渡人は高齢で、地元で農業をされている譲受人が来年度から水がくるということで管理を引き受けられることになりました。賃借権設定3年です。ご審議よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>議案第3号番号11番から50番につきまして、事務局よりご説明致します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>番号11番から17番については、先月農地の所有者が公社に貸し付けた案件で審議していただいたもので、今月は公社から地域の担い手である譲受人が借り受けるものですのでご報告させていただきます。</p> <p>18番につきましては、農地中間管理機構をとおした売買で農地所有者から農業公社に登記が完了し、今回農業公社から担い手に売り渡しの案件になります。場所は■■■■から南へ■■■■m程の基盤整備地内の農地になります。</p> <p>番号19番から50番につきましては、朗読の際にも説明しましたが、喜多地区での農事組合法人設立に伴う農地の集積になります。譲渡人は喜多地区内の農地所有者であり、農業公社に5年間の貸し付けの案件になります。以上ご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>地元委員の説明また事務局からの説明が終わりましたので、新規案件の審議をお願ひ致します。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第3号経営基盤強化促進法の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願ひします。</p>

<p>議長</p>	<p>という状況です。以上ご審議よろしくお願ひ致します。</p> <p>事務局の朗読と説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。では採決に移ります。議案第4号農地法第2条第1項に該当しない農地の非農地化について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。全員賛成ということで議案第4号は原案どおり可決致します。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しますが、7月総会の日程を決めたいと思いますが、令和2年7月10日金曜日に開催したいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>次回の農業委員会憲章の指揮は、1番島田委員、3番宇藤委員をお願いします。その他委員の皆さんから何かございませんか。</p> <p>なければ以上をもって第36回の南阿蘇村農業委員会を終了させていただきます。今日はどうもお疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10時38分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和 2年 6月 11日

農業委員会会長

印

議事録署名委員

17番

印

議事録署名委員

19番

印